

蕃書調所の出版検閲

森, 睦彦 / MORI, Mutsuhiko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

100

(終了ページ / End Page)

110

(発行年 / Year)

1965-03-21

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011790>

蕃書調所の出版検閲

森 睦 彦

一、蕃書調所開設と出版検閲

ペルリ来航（嘉永六年）を初め、諸外国との接触の増加は、従来長崎奉行の行っていた外交事務を幕府直轄とする必要を生じ、一方西欧學術・兵制等に関する知識の輸入も緊急事として取上げられ、天文方内にあつた蕃書和解御用の拡張が実施され、安政二年洋学所、更に同三年蕃書調所への独立・分離となつた。調所は、外交文書・西欧書籍類の翻訳、洋学の教授を行う機関で、合わせて出版統制の権限も天文方に引続いて掌握した。

調所の出版統制に関する布令は、「蕃書調所立会御用留」(一)に

安政三年六月九日、伊勢守殿御渡 大目付御目付江

諸向にて新刻開板可^レ致蕃書、並翻訳書類、以来飯田町九段坂蕃書調所江差出、改請候様可^レ致候。

同年六月二十三日、伊勢守殿御渡、大目付御目付江

此度蕃書調所御取建相成候間、銘々所蔵の蕃書原書の分は、

書目取調、西洋紀年何年の著述にて、何術又は何科の書と申儀相認差出、且右の内翻訳出来の分は、一部つつ早々可^レ被^ニ差出^一候。

との二つが先ず見られる。九日の布令で従来天文方所轄の洋学関係書開版に際しての、草稿の検閲事務が移管されること、二十三日の布令では各自の所蔵洋書の書目提出と、その翻訳完了後の納本を命じている。

しかし、江戸町奉行所の記録「市中取締統類集・書籍之部」(二)の記事とは月日が異なっている。

新定和蘭文範前編の記事に

安政三辰年五月

一新定和蘭文範 前編巻冊

松平大和守殿 宇田川町五人組持店

医師 書物問屋

柳下元良校 願人 吉兵衛

右者、此度彫刻仕、売弘申度旨、原稿差出、御差図奉^レ候候、右

則差出候草稿巻冊、奉^レ入^レ御覧^ニ候、右者天文方江御懸合被^レ下候様仕度、依^レ之此段奉^レ伺候、以上。

辰五月

館市右衛門

これを受理した町奉行池田播磨守から従前通り天文方へ回送したところ、次の回答があった。

辰六月五日勘右衛門御渡

下ケ札

御書面御掛合之趣承知仕候、蘭書翻訳物之儀者、向後著書調所ニ而取扱被^ニ仰付^ニ候旨、去月十四日被^ニ仰渡^ニ候ニ付、見極可否之儀、難^レ及^ニ御挨拶^ニ候、依^レ之書冊返却、此段及^ニ御答^ニ候。

辰六月

天文方

とあり、既に五月十四日洋書翻訳に関する事は(3)調所に移管の仰渡しがあったから、草稿見改は当方ではできないと、書類・草稿が町奉行に戻された。町奉行所はその指示に従い調所宛に回送した。調所の回答は初めてのためかやや遅れ、同年八月になり下ケ札

御書面之趣致^ニ承知^ニ候、改印相済候分、亮弘之儀、別段御聞合ニ^ニ及^ニ申^ニ、向後共其御役所ニ而御聞届有^レ之可^レ然存候、此段及^ニ御挨拶^ニ候。

辰八月

古賀謹一郎

として開板を許可し、更に町奉行所宛にその売弘に際しては再度調所宛に問合せを必要とせず、町奉行所の権限で決裁するようにと指示している。

この経過からすれば、五月十四日に天文方では、出版検閲も調

著書調所の出版検閲(森)

所に移管されたものと考えたものらしい。

ここで出版関係者間では、調所移管以前に天文方で許可したもので未刊行の分の処理が問題となり、町奉行所からの申入れで調所でも検討の結果、調所で再度見改の必要なく町奉行所限りで処理することになった。類集安政三年八月「気海観瀾広義七より九(4)」の三冊等四部の売弘出願に対する調所の回答を例に上げた。

鰭付

書面気海観瀾広義外三部売弘願之儀、館市右衛門申上候趣勘弁仕候処、新刻開板可^レ致番書并翻訳書類、以来著書調所江差出、收受候様被^ニ仰出^ニ候ハ、当六月中之義ニ而、右書冊者共、已前天文方ニ而改相済候品に付、書物問屋共引受、此節に流布仕候共、前書御触書ニ相振^レ候儀者、有御座^ニ間敷候間、著書調所江御廻し不^レ及、兼而天文方江御懸合済之通御手限に而、御聞届相成可^レ然哉^ニ奉^レ存候。

辰八月

市中取締掛

草稿の見改には教授方が当り、ついでに文書、草稿類の出納・控の作成は調所内の「掌書局(5)」が担当したと思われる。

出版しても差支えないと認めた時は、草稿本表紙に(6)調所の印章を捺し、付箋を付した。付箋の文面は左を標準とした。

開板不^レ苦、出来候上、宅部調所江、可^ニ相納^ニ事、

干支 月 日 伺 同日改済

全部 冊 何某家来

氏 名

更に改訂等の指示ある場合はその旨を付記している。

開板不許可や所轄違いには、表紙の捺印はせず、添付文書に下ケ札として事由・処置を記し、提出者に返却している。

蕃書調所は後に「洋書調所」更に「開成所⁷⁾」と改称しているが、見改関係の手續きには何ら変更なく、単に印章のみがそれぞれの名称に変更されたのみであった。

萬延元年閏三月廿一日⁸⁾、蘭書等の出版手続きに一部変更を命ぜられた。

天文曆算、并世界絵図之類、草稿差出方之事

紀伊守殿御渡

寺社奉行

江 御勘定奉行

覚

天文曆算世界絵図等、板行相願候ものへ、天文方之内江草稿差出、蘭書翻譯方医書等之儀者、天文方山路弥左衛門方江草稿差出、任差図ニ候様、弘化巳二年相触候處蕃書調所御取建相成候ニ付而者、向後天文曆書ハ、是迄之通天文方江草稿差出、世界絵図蘭書翻譯蘭方医学書等ハ、蕃書調所江草稿差出、任差図ハ彫刻出来之上、一部宛改請候所江、相納候様、向々江可被相触ニ候事。

閏三月

これより調所に世界絵図の見改も天支方から移管され、天文方は天文・曆書のみを扱うこととなった。この処置は世界地図類や地誌の刊行も増加し、この両者の区別で混乱も生ずることもあったであろうし、調所の地理学関係の研究⁹⁾が進められた等の事

情によるものであらう。

幕府は海外諸国との交渉が深まるにつれて増加する海外事情・學術の流入を、調所という窓口で、自己に有利なものに濾過しようとした。それは次の「開成所事務¹⁰⁾」にある文書にも伺いうるのである。

文久二戊午四月

古賀謹一郎

浅野伊賀守 江

蕃書開板物見改候節、邪教其外御国禁之廉、為相省候ニ者勿論ニ候得共、追々貿易相開決候ニ付而者、外国入共、多分ニ書籍持渡可レ申、右之内ニ者、御制禁之儀等書載候分も可レ有之、右者人心を蠱惑いたし、御国之大害とも相成候儀ニ付、諸向より開板物見改として差出候節、厚く心付、嚴重ニ相除候上、差許候様可レ被レ致候事。

として開港後に西洋書籍類の入手が、以前より容易となるにつれ、幕府として好ましくない諸事項の伝播するのを恐れ、それを防ぐ手段として、草稿検閲の強化を計ったものであらう。

註(1) 日本教育史資料 第七 洋学

(2) 国立国会図書館所蔵 同類集 第一四〇冊

(3) 日本教育史資料 第七 洋学

安政丙辰年五月十四日 山路弥左衛門江「蕃書和解御用被仰付置候處、此度蕃書調所御取建に相成、蕃書類翻譯等同所にて取扱候間、弥左衛門御役宅にては伺候和解御用相勤に不及」以下略

(4) (2)と同じ

(5) 「掌書局」は東京都立日比谷図書館所蔵「開版見改元帳二」の表紙上に記載の局名、見改関係事務に關しては以下各章参照

(6) 若林正治氏所蔵「英吉利文典」草稿本等を参考とした

(7) 洋書調所には文久二年五月

開成所には文久三年九月

日本教育史資料 第七 洋学 による

(8) 徳川禁令考前集

(9) 洋書調所起源考略 日本教育史資料 第七 洋学

「安政四年七月十三日川上芳之丞絵図調出役トナル絵

図調方ノ始メナリ」以下関係記事、原 平三 洋書調

所の科学及び技術部門（帝国学士院紀事三卷二号）

(10) 東京大学史料編纂所所蔵

二、開版見改元帳 性格と伝来

洋書調所の洋学関係書開版見改に關する史料は非常に少ないが、幸いに東京都立日比谷図書館に「開版見改元帳二」一冊が現存している。その全容は抄録であるが「日本科学技術史大系一通史一(1)」に収録された。

本帳は安政五年年から文久三末年までの六十年間を収録し、半紙判、仮綴、五十二丁（内白紙二丁）、収録件数一六九件・部数一二七部である。大部分は開版に際しての草稿見改の記録で一二件一二四部である。

洋書調所の出版検閲（森）

記述は受付年月日順に列記され、各件は

●午正年廿五日改済(2)

●午四月廿四日納本

一 輿地紀略 原書校刻 老冊

右者、此度彫刻仕度存候、支障之義無_レ之候哉、此段書中
伺候、以上。

尾張殿目見医師

午正月十五日

伊東主介

のように、見改・納本日を角書きに、書名・巻次冊数・願文・提出日・提出者（著者か蔵板者又は業者）の順に記載され、特別な指示（不許可・削除等）や他役所との折衝にはその文面も付記している。

見改以外の板権譲渡届出(3)二件二部、他役所(4)からの西洋書籍関係問合せ等も、ほぼ同形式に記録されている。

本帳は横山健堂氏(5)の旧蔵書で、現在は前記のように東京都立日比谷図書館に所蔵されている。横山氏の入手経路は不詳であるが、古書肆を通じたことは裏表紙上の符調で推定できる。日比谷(6)に納められたのは第二次大戦末期で、東京都が防衛費の一部を流用し、日比谷を窓口として個人蔵書を買上げ疎開した。現在同館で戦時特別買上図書と呼んでいる図書類である。横山家も「江川担庵伝記資料」として六五五冊を譲渡され、本帳もその中の一冊であった。

横山氏蔵書は他諸氏蔵書と混合されてしまい、台帳上にしか旧型を留めていない。

本帳を調所の記録であるとするには、表紙上に「掌書局」と記入されている以外には目当てなく、記載内容の検討による他に決め手はなかった。

本帳は「二」のみの零本であり、その前後が当然作成されたものと見て、調所関係記録類の所蔵先諸機関(?)を調査したが発見できず、類書もなく、この面からの裏付けは不成功であった。

「掌書局」は調所の草稿見改関係の事務を主務とし、その他外部からの図書関係諸問合せ等、図書関係を処置する部門の名称であることは元帳の記載諸件で推定できる。

「掌書局」は更に次章で検討することとして、元帳を調所の記録と考えるのは、次の諸事由によるのである。

第一は、安政三年以降で洋学関係書の開版見改の記録を公式に残し得るのは、当然調所である。調所開設と共に、この業務が天方方から移されたことは前述した。

第二、本帳の大部分が洋学関係書の開版に際しての見改に関する記事であるのは、その業務の担当部門の記録と考えられる。出版関係の他の統制部門である各町奉行所の記録中、江戸町奉行所(8)の「市中取締類集・同統類集・書籍之部」では、受付日順の記帳で、特に和漢洋の区別はない。これは他町奉行所でも同様であろうし、その下部機関の江戸町年寄館市右衛門の記録も、類集の引用例から町奉行所と同形式であったろうと推測する。

また、商人の手を経ない私家版や、実際は刊行されなかったと思われる書物名まで、元帳が含まれているのは、見改の業務の公記録であることを示している。更に、江戸以外の京都等で刊行され

た分の記事があるのも、右と同様なことを示すものであろう。

第三は、他資料、特に江戸町奉行所の出版関係の記録である「市中取締類集・書籍之部」の関連記事と内容・日付等が、元帳と一致することである。

第四に、元帳には、幕府の他部門(9)からの調所宛に寄せた図書関係の問合せが併載されている。これも調所の記録ならではと考える。

第五は、私人の記録とするには、内容が公的文書の記帳のみで、何ら私的記事がない。洋学関係書出版の事情を控えようとするには、見改関係のみの記事ではその一面でしかなく、書店名や関係人名も欠き、調所開板の官板各書も見当らないことであり、調所宛の洋書についての問合せの収録の事由も解しかねる。

例え、私人の記録であったとしても、調所の見改関係者の個人控で、準公式のものであろう。

なお、官板に関しては、元帳(10)には調所御用商人萬屋兵四郎開版として三部がみられるが、一応は公式手順を踏んでいるものである。この他には官板の例は見当らない。これは、自役所からの出版は見改の必要が無く除かれたためと、出版は見改とは別の担当により処理されたものであろうか。

本帳の表紙上に「元治元年調」とあり、前六カ年分の文書を整理浄書したもので、全冊同筆蹟である。文久三年(11)に開成所で書籍・道具類の台帳を作成しているので、その一環として本帳関係の文書類の整理も企てられたことも考えられる。

元米は各人提出の書類等の綴込みであったものを、筆写し類纂

したもので、そのために下ヶ札等も併記されたのであろう。

元帳の一は、安政三年の天文方からの見改事務移管時から起帳され、安政四年十二月迄の二カ年分であつたろう。事務引継ぎ直後で諸方からの問合せも多かったことであらうし、阿部正弘執政下で開国後の海外知識への関心が強まり、洋学への欲求も盛んで、出版量も多く二年間で一冊を満し得たのであろうが、以後の二には井伊大老治下の為や攘夷運動の激化に洋学も逼塞の態で(12)、出版量も低下して六カ年一冊になったものと思われる。

三や四が以後に続いたものであろう。二の納本年月日に丑(慶応二年)の記人もあり、開成所の終結まで業務は継続し、記帳も続けられたものと考ええる。

本帳の記事は、出版の第一段階である草稿の見改(検閲)の記録で、それに続く販売関係の記事がない。本帳の記事には文書の提出者しがなく、この人名がこの図書とどういう関係なのか、著者か蔵板者が扱い書店主なのか不明な場合が多数である等、本帳では出版事情の全容を知ることが不可能である。

これに続く売弘(販売)関係等を取扱った江戸・大坂・京都の三都の町奉行所の記録が、諸事情を知るのに重要な資料である。しかし、江戸町奉行所(14)の分しか現存していない。幸いなことに洋学書ほとんどが江戸開版であるから、洋学関係書の出版上の諸資料が得られる、だがこれも文久二年迄で、幕末まで完備ではないが、これから書店・著者・蔵板者・出版年月日、公機関との折衝の経過等は確認できる。

書物屋仲間(15)の記録は、大坂の分が現存している。他は「判

審書調所の出版検閲(森)

取帳(16)のみ、江戸も残っている。しかし、大坂では「元帳二」の期間に洋学書の開版はなく、大部分を開版した江戸の分も、「判取帳」は該当年代を欠く。京都は、奉行所・書物屋側共に資料が未発見である等、この種の資料は直接参考にはできなかった。これまで述べて来たように、洋学書の出版事情を明らかにしようとするとき、江戸町奉行所の市中取締統類集で、一般に市販されたものの大部分の事情を見ることが出来る。しかしこれには、他都市で出版した分を含まないし、一般に市販されなかった分の私家版や写本で流布したもの、版本でなく活字本の場合等も含まれていない。それらは元帳によらねばならないのであり、類集・元帳の両者を合わせてほぼ完全な資料を得られる。

といっても、両者共に統制者側の資料、出版の手續きに関するもので、形状・装釘を始め、価格・刊行部数等や、著者と蔵板者または出版書店間の取決めや諸事情等の、事項は、何ら明らかにできない。これらの調査には、更に書店・著者または当時の識者の記録等の私的な資料にもよらねばならないが、それ等は仲々発見できず、出版事情の一面しか明らかにし得えない。

であるとしても、洋学関係書の書目としては、天保十二年の「和蘭翻訳書目録(17)」・嘉永五年「西洋学家訳述目録(18)」等があるが、「開版見改元帳」はその後を埋めるべきものの一つとして珍重されるべきものと信じてやまない。

註(1) 日本科学史学会編 第一法規発行

昭和三九年 六一六六頁

(2) 開版見改元帳二 筆頭を引用、安政五年正月の項

- (3) 安政五年「全体新論」山本節庵から越智高崧へ
安政六年「瀛環志略」渡辺圭蔵から井上伸庵へ
その他、万延元年「万国政表」岡本節蔵から福沢諭吉へ、文久二年「大英国史」青木周弼から山県半蔵・手塚律蔵等、他に見改と板極譲渡の届出を兼ねた例もある。
- (4) 安政五年 下田奉行から英吉利板「習漢英合話」の内容について、文久二年、外国奉行から「諸名家列伝」の書名・刊年について
- (5) 本名達三 明治七年山口県生、昭和十八年没、人物評論家「新南国記」「日本相撲史」等著書多し（大人名事典平凡社）
- (6) 東京都立日比谷図書館五十年紀要 昭和三四年同館、東京都立日比谷図書館要覧一九五五同館
- (7) 東京大学史料編纂所・国立国会図書館・静岡県立葵文庫・岩波書店図書館総目録編集室等
- (8) 国立国会図書館所蔵 旧幕引継書
- (9) (4)参照
- (10) 地球説略・七新葉説・聯邦志略
- (11) 幕府右筆所記録、開成調所同等留乾、東京大学史料編纂所蔵
- (12) 新撰洋学年表・福翁自伝等
- (13) 「仏語明要」村上英俊 納本五閏五月十五日 見改文久三年十一月
- (14) 市中取締類集・同統類集 (8)を参照

- (15) 大阪府立図書館所蔵
 - (16) 享保以後江戸出版書目 未刊国文資料別巻 昭和三十七年同資料刊行会發行 原本は東京国立博物館所蔵
 - (17) 吉川芳秋「尾張郷土文化医科学史攷」七九六頁所載
 - (18) 穗亭主人編 文明源流叢書 国書刊行会 大正三年刊
- 第三卷所収

審書調所の草稿見改は、同所の教授方が担当した。しかし、教授方の内の誰れが実施したのか、またどのような方法で見改をしたのから不明である。

教授方の仕事であったことは「開版見改元帳」「市中取締続類集」の記事に明らかである。例として、万延元年壬三月「番沙新説(1)」出版の場合を見よう。

京都町奉行から江戸町奉行石谷因幡守宛に、調所の見改の取継ぎを依頼して来たもので、すぐ調所へ回送された。

それに調所の付した文書は

下ケ札

御書面趣致ニ承知ニ候、則取調候処、右者西洋説も少々相見江候得共、全西洋書籍之翻譯物ニ者無之候ニ付、調所ニ而見改可致品ニ者無之候ニ付、調所ニ而見改可致品ニ者無之候ニ付、調所ニ而見改可致品ニ者無之旨、教授方申聞候、依之草稿相添、此段及御挨拶候。

申壬三月

古賀謹一郎

であるとして返送した。石谷は一般医書として医学館に回すと、医学館は「西洋説多有^レ之候間、開板之可否難^レ及」と回答し、再び調所に返された。再検討の結果は、

再答

再応御懸合書之趣、致^レ承知^ニ候、猶又教授方之者、取調申付候処、元来本書漢蘭之説打交^ニ居、且西洋説之分も、出所不分明ニ而、突合可^レ致様無^レ之候得共、左迄差障^リ候廉、無^レ之様にも被^レ存候趣申聞候、依^レ之草稿返進致し、此段及御挨拶^ニ候。

申四月

古賀謹一郎

とあり、純然たる洋書の翻訳書ではないが、調所の意見としては出版しても差障りないと回答している。

初回・再答共に「教授方申聞候」「教授方之者、取調申付候処」と、見改を担当したことが明記されている。

しかし、見改請求者からの草稿・願書の受理、他役所からの問合せの受領、更に検討結果の回答や、それを記録する等の事務的行為をも、教授方自身が行っていたとは考えられない。これらは元帳表紙上の「掌書局」の担当したものであろう。

番書調所（洋学調所・開成所）の職制に関しては「開成所人名録 慶応二年丙寅六月十五日改⁽²⁾」に詳細な職名・人名の列記があり、職制の完成された姿を知り得る。

その内、教授・同心得・諸科世話心得等の教職・研究職関係は、その職名で任務・職分を確認・推定できるし、各人の伝記類も多く実情も知りうる。

番書調所の出版検閲（森）

他方、事務部門の各職はその職務の内容・分担や各職間の連携等に関する詳細は得れない。

洋学関係書の草稿見改は、調所開設後間もなく初められ、以後長く継続した業務であるのに、その事務を担当したのがどの部門・どの職種なのか、「掌書局」という部局名は「開成所人名録」の上にはない。

元帳の見改日付は毎五日が⁽³⁾の原則であり、年間にしても安政五年の四六件を最高に文久三年の一六件の最低、平均二八件なのであるから、それほど多量とは考えられないので、専任の職員がいても、一部局として独立した形になっていたとは考えにくい。ある部局内の一事務分担、または兼務で処理されていたと考えるのが妥当ではあるまいか。

人名録には、書物方・書物御用出役・御書物調出役等の職が見られるが、開版見改とは関係がないようである。

書物方・書物御用出役の職務は「カキモノ」方、筆耕・書記と思われる。万延元年⁽⁴⁾の書物御用出役の増員要求の文書に、

志らべ

番書調所書物御用出役増人之儀、別紙通、相願候趣取調候処、追々洋学盛ニ相成候ニ付而者、追々翻訳物清書扣等、写し方相嵩、是迄之出役人数ニ而者、手廻兼候趣、相違も無^レ之相聞候間、伺之通三人増人江、仰付ニ可^レ有^ニ御座^ニ哉之事。

その職務が「翻訳物清書扣等写し方」と示されている。更に「日本教育史資料⁽⁵⁾」にも、それを裏付ける記事が多い。安政三年丙辰四月に「小林祐三郎小田切庄三郎鈴木真一郎森鉢太郎書

物御用出役トナル但初メハ唯出役トノミ唱へ後ニ唱替右是ハ書記ノ始メナリ。その後の同役の増員の例を同資料に見ると安政五年九月十四日「加藤鱗之進書物御用出役トナル版下ニ名アル人ナリ」、万延元年十一月晦日「松井甲太郎書物御用出役トナル版下書キナリ」等、人選も職務に合わせられている。

書記を業務とするといっても筆記方とは異なる。同じく「日本教育史資料」万延元年十二月廿七日「始メテ筆記方ヲ置ク金子泰甫小菅辰之助桜井金八郎鈴木綱三郎吉田賢輔筆記方出役トナル同日賢輔筆記方 教授方海外諸種新聞ヲ口訳シ筆記方之ヲ筆授シタル出役取締トナル ナリ嗣後此新聞ヲ活字ニシテ世ニ布ケリ是レ新聞ヲ版ニシタルノ始メナリ」とあり、口述筆記・速記者を担当した職員であることが判明する。

御書物調出役は文久元酉年十月(6)、同役設置に際しての調所からの出願書類に性格が示されている。

奥御右筆

清五郎厄介伯父

蕃書調所出役教授手伝並

佐藤 革藏

御書院番与力

同

村上誠之助

渡辺為五郎組御徒

箱館奉行手附出役

儀三郎弟

同

陶山 淳平

蕃書調所御書籍類、追々相嵩ミ、諸向拝借出入等、其手数も相掛リ、其上漢籍トも違い、横文字之儀者、同名別板、又者、別銘之書有^レ之、混雜仕候上、私共支配向之者、何れも俗役ニ付、更に弁^レ無御座ニ、其都度々々、教授方之儀者、主役稽古人之教導、又者、調物ニ取掛リ居、且会席等も度々相預ケ候而者、何とも不都合之次第、付而者、右様大数之御書籍、片手間を以、取扱候儀者、迎も行届兼、追々御不取締ニも可^レ相成哉ト、心配仕被^レ在候、依而者、前書名前之者、御手当者只今迄之通ニ而、改而書籍調出役を、被^レ仰付^レ被^レ下候様仕度、左候者、御締ニも相立、向後混雜之儀も出来仕間敷哉ト奉^レ存候、右之趣浅野一学江も申談、此段奉^レ伺候、以上。

西十月

大久保越中守

古賀 謹一郎

これは現在の図書館職員と見るべきもので、「大数之御書籍、片手間を以、取扱候儀者迎も行届兼、追々不取締ニも」なり兼ねるのも防ぎ、諸向の拝借出入に從來は教授方が圖書を扱っていたのを代りに扱うために新設を見た部門である。

これらよりむしろ、元治元子年四月に開成所(7)から、前年の図書・道具類の台帳作成の褒章問題に関して、勘定奉行と掛合つた文書に表われる作業担当者の方が、物品や文書の管理の担当者で、^{「掌書局」}と関係が深そうに思われる。その文書は三度にわたり開成所から願ひ出て、やっと希望が通つた最終回のも

のが詳細に経過を記しているので、少々長文であるが全文を掲げてみたい。

金三分宛

開成所調役改役

石井弥左衛門

同調役

石橋 喜之助

下札

題帳被調相勤申候

同

同老阿

中山 文次郎

下札

題帳清書調共

相勤申候

同下役元メ

同式分

鈴木 恒太郎

下札 題帳清書助

筆相勤申候

右之もの共、開成所御書籍、并御道具類、追々相_レ成嵩_二候_一ニ付、都而銘書分いたし、題帳取建方之儀、去亥春中奉_レ伺候処、同年四月伺之通被_二仰渡_一既ニ同取調役改方を始掛申渡、題帳為_レ被_レ調同年十二月中、清書其外皆出来相成候_ニ付、右掛り中、日勤早出居残等、格別骨折相勤候もの江、開成所御入用金之内を以、御手当被_二下置_一候様、同月中より両度も奉_レ伺候処、難_ニく及_一御沙汰段、被_二仰渡_一奉_レ存、其上江然処、尚遮而申上候へ、

審書調所の出版検閱（森）

何共恐入候儀ニハ御座候へ共、書面役々之儀者、固より右御用中、当番除き、切と申儀ニも無_レ之日々罷出取調候訳ニ而、実以相別精勤いたし候ニハ、相違も無_レ之躰ニ、是迄紛雜相成候廉々等、分類仕分けいたし、原本副本とも都合三十八冊ニ而、紙数凡式千四百枚程にも罷成候品ニ御座候処、右取調方者勿論、書写等迄一手ニ為_二取扱_一、置_二別段筆墨料等被_レ下候_一にも無_レ之、当節諸色高値之折柄、いづれも小給之もの共ニ而、難渋いたし候趣、事事無_レ扱次第二相聞候間、何卒出格之宮を以、右筆墨料旁書面之通、開成所御入用金之内ニ而、御手当被_二下置_一候様、仕度奉_レ存候、依_レ之此段尚奉_レ存候、以上。

子四月

林式部少輔

開成所頭取

調役と称する職の人が、四月から十二月までかかり、書籍・道具類の台帳を作成しているが、書物・物品の管理がこの人々の職務であるのであろう。これに対する勘定奉行等の評議の中に「銘書題帳取調等ハ、素より其場所ニ当然之取扱ニ而、右様之廉江御手当被_レ下候者、際限も無_レ之」と、当然のこととして台帳類を整える職責がある者が職務を果たしたまでで、褒賞など不要であるといっているのをみても明らかである。とすると、納本された書物類の管理も当然含むことであらう。その收受時に元帳上に納本年月日等を記帳することと考える。と共に見改関係諸事務も取扱っていたものと推測してみたいのである。

「掌書局」の分担は、元帳上の記事を見ると書籍関係のみで、万延元年三月（8）以降の絵西類の見改の追加があつたのに、見改

法政史学 第一七号

実施例がない。これは他部局の担当になったものと思われる。調所・江戸町奉行間で絵画類開版に関して協議したことが、奉行所(9)側の資料にあるのに、元帳には全然記事が無いことにより察せられるのである。絵図調出役(10)、画学出役等の関連職名が調所には見られるので、それらの内で見改したものであろう。

註(1) 元帳同年・統類集 第一五一冊 書籍之部 文久二年五月の同書の項

(2) 日本教育史資料 第七 洋学

(3) 開版見改元帳による

(4) 幕府右筆所記録 開成調所伺等留乾 東京大学史料編纂所蔵

(5) (2)と同じ

(6) 〃

(7) 〃

(8) 万延元年閏三月廿一日 天文暦算并世界絵図之類草稿差

出方之事 本稿一章参照

(9) 市中取締統類集 第一五〇・一五一冊 書籍之部 文久

元年 横浜開港大絵図・箱館分間絵図・改正日本輿地全図等

(10) 開成所人名録 日本教育史資料 第七 洋学

本号執筆者紹介

岩生 成一 法政大学文学部教授

安岡 昭男 法政大学文学部専任講師

上原 栄子 法政大学大学院日本史学専攻博士課程在学

星野 良作 法政大学第二工業高等学校教諭

大村 進 法政大学大学院日本史学専攻修士課程修了(三

八年度)

村川幸三郎 法政大学第一工業高等学校教諭

安斎 和寿 法政大学大学院日本史学専攻修士課程修了(三

八年度)

佐藤 久夫 同 右

森 睦彦 法政大学通信教育部史学科卒業(三十九年三月)

欄木 寿男 法政大学文学部史学科卒業(三十八年度)